

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和四年八月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和四年五月二日奈良県指令建第一〇八一五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年八月四日建第一〇〇〇五号
公共施設に関する工事の検査済証 令和四年八月四日建第五七六六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字大野三六一番、三六二番、三六三番三及び三六五番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県尼崎市塚口本町二丁目一五番三号
株式会社宏栄商事 代表取締役 岸本実

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡広陵町大字大野三六一番、三六二番及び三六五番二の各一部
下水道 北葛城郡広陵町大字大野三六二番及び三六五番二の各一部
水路 北葛城郡広陵町大字大野三六二番及び三六三番三の各一部